

予算常任委員会

平成20年8月22日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○浦野 圭司

宮崎 和彦

伴 吉晴

木田 守彦

中川議長

欠席委員 嶋田 善行

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重

副 町 長 芳村 是

教 育 長 栗本 裕美

総 務 部 長 池田 善紀

総 務 課 長 佐藤 滋生

総 務 課 参 事 吉田 昌敬

企画財政課長 面卷 昭男

税 務 課 長 山崎 善之

住民生活部長 西本 喜一

福 祉 課 長 西川 肇

国保医療課長 植村 俊彦

建 設 課 長 加藤 保幸

都市整備課長 藤川 岳志

上下水道部長 谷口 裕司

上 水 道 課 長 佃田 真規

会 計 管 理 者 浦口 隆

教委総務課長 野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏

同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後１時３０分）

署名委員 浦野委員、宮崎委員

委員長

皆さんこんにちは。ただ今の出席委員は５名で定足数に達しております。なお、嶋田委員より欠席の届出を受けております。

これより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、１．各課報告事項についてを議題といたします。

（１）町長専決処分について承認を求めることについて（平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について）理事者の報告を求めます。

吉田総務課参事。

総務課参事

それでは１番の各課報告事項（１）町長専決処分について承認を求めることについて（平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について）説明いたします。

これにつきましては、峨瀬自治会集会所に伴う損害賠償請求控訴事件において、６月２７日大阪高等裁判所における判決があり、内容につきましては、１審の奈良地方裁判所の判決を変更するものでございます。それでは、大阪高等裁判所の判決の主文について申し上げます。１といたしまして、原判決を次のとおり変更する。２．被控訴人は小

城利重に対し、2, 194万6, 899円、及びこれに対する平成16年6月26日から、支払い済みまで年5分の支払いの割合による金員の支払いを請求せよ、3. 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。4. 訴訟費用は第1、2審を通じこれを5分し、その3を被控訴人の、その余を控訴人の各負担とする。という内容でございました。これに対しまして、町といたしましては、大阪高等裁判所の判決は極めて不当な判決でありますことから、最高裁判へ上告するための弁護士の着金を支払う必要があることから、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算第3号について、平成20年7月7日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。資料1をご覧ください。それでは斑専第12号、専決処分書についてご説明申し上げます。専決処分を朗読いたしますのでよろしくお願いいたします。

(専決処分書朗読)

総務課参
事

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算第3号につきましては、歳入、歳出の予算の総額を補正することなく、歳出予算のみを補正したものでございます。予算に関する説明書3ページをご覧くださいと思います。それでは歳出について申し上げます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料で最高裁判所に上告するため損害賠償請求上告提起兼上告受理申立事件の弁護士への着金といたしまして、5万3千円の増額補正をお願いするものでございます。その財源は第12款予備費から充当するため、5万3千円の減額補正をお願いするものでございます。1ページをご覧くださいと思います。平成20年度斑鳩町一般会計補正予算第3号について朗読いたします。

(議案書朗読)

総務課参

以上で(1)町長専決処分について承認を求めることについて(平

事	成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の説明とさせていただきます。なおこの議案につきましては、9月町議会定例会の初日に報告させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。
委員長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。
浦野委員	今の1ページのね、第1条の1行目の文章なんですけども、歳入歳出予算の総額を補正することなく歳出予算のみを補正するって書いてあるんですけども、一番当初の歳入の総額を補正することなくじゃないんですかね。歳出は補正するんでしょう。
企画財政課長	ただ今のご質問でございますけれども、予算の総額の補正は歳入、歳出も行っておりませんから、そういった文面で行っていませんよということを表記しております。そういうことになっています。
委員長	木田委員。
木田委員	弁護士さんの裁判の着手金ということらしいですねんけども、今回高裁で判決が出て、今度最高裁上告しはったということなんですけども、その負けた、初め1審では町側の勝訴ということやったのに、それがころっとまったく逆転してしまったいう、その原因はどこにあんのかね、ちょっとあれ見ただけでは、そんなんわしらかてちょっとわかれへん、町の方は弁護士さんとかそういう報告受けてでんな、なんかこう理解してはると思うねんけども、わしらはちょっとわかれへんねけど、それちょっと聞かせてもらわれへんやろかね。
総務部長	まず、奈良地裁の第1審の判決につきましては、当然無償譲渡及び補助金交付が町の要綱を逸脱するような行為ではないと、なんらこれ

に違反しないという判決が出ておりました。第2審の高裁につきましては、これはもうまるっきり違う判決で、まず無償譲渡を行った、また交付申請が、補助金交付を行ったと、これにつきましては財務会計上違法であるという判断をされたわけであります。この理由といたしまして、まず無償譲渡につきましては、大阪高裁につきましては、あれはもう無償譲渡ではなく補助金であるという判断をされました。補助金となってきますと1,440万の土地でしたので、1,500万以下と、ただ、次、土地売った、峨瀬自治会として土地を買われました。それに対する補助金3百云万円出しております。これを合計したら1,500万円超えますよと、町の要綱を。これはもう違反であると、次もう2点目は峨瀬自治会という自治会に対して補助金を出したり、また無償譲渡を行っておりますけども、そもそも大阪高裁の判断は自治会自体が公益性がないですよという判断をされております。奈良地裁は当然自治会には公益性がありますよと、ところが大阪高裁は自治会に公益性、または公共的団体というようなことは認められないという判断をされました。この2点を基本として無償譲渡と補助金についての考察をされて全然違う判決になったということでございます。そうしたことから町といたしましては最高裁に上告するというのは、当然、町の無償譲渡につきましても、また土地に対する補助金についても当然これは公益性があるし、地方自治法になんら違反しておらないということで主張してまいりますので、上告をさせていただいたという経緯があります。

木田委員 峨瀬にそういう事業しはる時に譲渡されたということなんですけれども、その時にはそういうことをやる、行為を行う時には弁護士さんと相談して、これはこういうふうには違反なるかならへんかとかいうのは相談してやらはったんかな、それは。

総務部長 当時、担当の方より弁護士さんの方へ、顧問弁護士の方へご相談を申し上げてやっております。そうしたことで議会の方にも議案を提出

させていたでいるという経緯がございます。

木田委員　まあ勝てばよろしいけどでんな、これだけは、今の裁判自体がどんな判決が出るかもわからんような今裁判になつてゐるからね、その結果見てみなければわからへんねんけど、これいつ頃また判決出てくる予定ですか。

総務部長　これはいつと言うことはできませんけども、おそらく6ヶ月から1年以内であろうと、ただ6ヶ月というのは最短距離でありますので、弁護士がおっしゃるにはね、そういう感じでございます。

委員長　他にございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　そうしましたら本件については、9月議会に提案され、本会議初日に即決されることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、2. 継続審査の(1) 補正予算を必要とする事務事業についてを議題といたします。

まず初めに、①平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。　面巻企画財政課長。

企画財政課長　それでは、9月町議会定例会に付議予定の平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。お手元に配布しております資料2をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算の内容についてでございますが、資料の1番下の計欄をご覧くださいませでしょうか。本補正予算は規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,531万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ79億2,747万5千円とさせていただくものでございます。

初めに、歳入予算の補正についてでございます。

第9款地方特例交付金では、平成20年度の交付額の決定により、地方特例交付金の児童手当特例交付金で15万3千円の増額、減収補てん特例交付金で1,282万8千円の増額、また、特別交付金では、8万7千円の増額補正をお願いしております。

第10款地方交付税におきましても、平成20年度の普通交付税交付額の決定によりまして、6,004万円の増額補正をお願いしております。

次に、第17款寄附金では、教育費寄附金で、歴史文化遺産の保全と活用にと、7名の方からご寄附をいただきましたことから、9万円の増額補正をお願いしております。

第18款繰入金では、藤ノ木古墳整備基金繰入金で、676万2千円の追加補正をお願いしております。

藤ノ木古墳整備基金につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備が完了し、その目的を果たしましたことから、廃止してまいりたいと考えております。しかしながら、史跡藤ノ木古墳をはじめ、本町に現存する歴史文化遺産は、わが国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産でありますことから、この貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐとともに、ふるさと納税寄附金の受け皿として、新たに「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」を創設してまいりたいと考えており、この取崩し額を斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金に積立てさせていただきたいと考えております。

次に、第19款繰越金では、平成19年度一般会計の余剰金の確定により、9,703万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第20款諸収入では、後期高齢者医療制度のもと、後期高齢者医療広域連合から、受託事業として実施している後期高齢者健康診査につきましては、当初、健診希望者のみを想定しておりましたが、本事業の初年度であり、その周知・普及を図る観点から、対象者全員の方に受診券を配布させていただきました。このため、受診者の増加

が見込まれることから、保健事業委託金で、後期高齢者医療広域連合からの事業委託金691万9千円の増額補正をお願いしております。

なお、歳出予算におきましても、その所要額の増額補正をお願いしているところでございます。

次に、第21款町債では、土木債で、JR法隆寺駅周辺整備事業債について、今年度前期の起債同意予定額の確定により、140万円の増額補正をお願いしております。

以上が、歳入に関わる予算補正の内容でございます。

次に裏面に移っていただきまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款総務費では、賦課徴収費で、平成20年度税制改正による個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴いまして、平成21年1月から公的年金等支払報告書の情報を電子的に受け渡しすることとされました。このことにより、地方税ポータルシステムを導入し、税務システム改修等の環境整備を行う必要が生じたことから、平成20年度に要する導入費用等、750万7千円の追加補正をお願いしております。

第3款民生費では、障害福祉費で、平成19年度障害者自立支援給付費等国庫負担金の超過受入れにより、国庫にその償還をする必要が生じたため、国庫負担金償還金で1,436万5千円の増額補正をお願いしております。

また、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、ホール系統室外機などの修繕が生じたため、その費用106万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4款衛生費では、健康増進事業費で、歳入のところで申し上げましたように、後期高齢者健康診査の受診者の増加が見込まれますことから、その費用696万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第7款土木費では、都市計画総務費で、今般、県から市街化区域と市街化調整区域との区域区分及び用途地域の指定の見直しに係

るスケジュールが発表されたところであります。県においては、平成22年度での都市計画決定を目途として、今年度から見直し作業に入り、年内に市町村素案の提出を求められる予定となっております。

このため、市町村素案の策定に際して、必要となる町の基本方針の作成、変更地区の検討に伴う調査等の業務を行う必要が生じたことから、その費用450万円の追加補正をお願いしております。

次に、第9款教育費についてであります。学校施設の耐震化につきましては、国の緊急措置が大幅に拡充されるなど、その対応が求められているところでございます。本町におきましても、児童・生徒の安全を確保するほか、震災時の拠点となることから、現計画を可能な限り、前倒しして実施してまいりたいと考えております。

本年度において、斑鳩小学校の本館東棟、本館西棟及び資料館、斑鳩西小学校の本館東棟、本館西棟、北館東棟、北館西棟及び体育館、斑鳩中学校の体育館の2次耐震診断を前倒しして実施するため、小学校学校管理費で、2,650万6千円、中学校学校管理費で、306万4千円の追加補正をお願いしております。

また、文化財保存費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金685万2千円の追加補正をお願いしております。

歳入のところで申し上げましたように、本町に現存する歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐとともに、ふるさと納税寄附金の受け皿として、新たに設置させていただく「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に、藤ノ木古墳整備基金に属する現金676万2千円を引き継ぐとともに、歴史文化遺産の保全と活用として、いただいた寄附金9万円を本基金に積立てさせていただくものでございます。

次に、第12款予備費では、今回の補正から生じた財源1億1,448万9千円を留保させていただくことといたしております。

最後に地方債の補正についてでございます。
歳入のところで申し上げましたとおり、起債同意予定額の確定によりまして、JR法隆寺駅周辺整備事業の限度額を5億5,210万円とする補正をお願いしております。

以上簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 ただいまの、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）に係ります耐震2次診断の実施状況につきまして、別紙資料の2-1でご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、企画財政課長の方から補正対応の内容につきましてご報告がございましたけれども、平成9年度から順次年次計画を立てて実施してまいっておりますけれども、国の緊急措置が大幅に拡充されたことに伴いまして、今回、9月定例議会におきまして、2次診断の調査につきまして、計画を前倒しして実施してまいりたいというふうに考えております。表をご覧くださいますと、まず平成9年度から本年まで実施済の2次診断につきまして、実施済みの棟が7棟ございます。それと今回9月補正でお願いいたします2次診断につきましては9棟、先ほど言いましたとおり小学校につきましては8棟で2,650万6千円、中学校のほうでは1棟で306万4千円ということで。トータル2,957万円の補正をお願いするわけでございます。それとあと残り、残っております未実施につきましては6棟ということで計22棟が2次診断の調査ということでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 今、野崎課長から報告ありました耐震関係なんですけども、資料に出てますので、すべて斑鳩町内の小、中学校の校舎とか体育館とか全部これでクリアーできるわけですね。残りはないんですか。

教委総務 この中で、これにつきましては、昭和56年以前に建築されたもの

課長	として建物を挙げさせていただいております。５７年以降に建築されたものについてはここには計上しておりません。といいますのも、耐震補強事項の中では５６年以前の建物についてということでございますので、５７年以降につきましては掲載をさせていただいておりません。５７年以降の建物につきましては、斑鳩南中学校が５８年でございます。斑鳩東幼稚園につきましては５７年、ということでございますのでこの対象のなかには挙げておりません。それと給食棟につきましては１階２００平米以上が補助対象ということになっておりますので、今現在のところはこういったことで基準より少ないため除外をしているということでございます。
浦野委員	真ん中の９月補正対応で、補正額の数字が書かれているんですけども、今、５７年以降は国の対象じゃないということなんですが、国の補助金割合は何割ですか。
教委総務課長	耐震補強に係ります工事費につきましては、２分の１、それをこの平成２０年の６月に法改正がございまして、３年間の時限措置で拡充されたということで、２分の１の補助金が３分の２になるということでございます。その補助対象の内容につきましても、ＩＳ値が０．３以下のものについて、３分の２の補助が出るということでございます。通常は２分の１の補助ということでございます。
委員長	他にございませんか。 伴委員。
伴委員	歳出の方の、民生費の、いきいきの里管理運営事業費の、先程、クーラーで室外機を修繕されたというようなご説明があったと思いますねんけども、これは、ここはクーラー、大きなクーラー１つで冷やしておられるわけですか。
福祉課長	今、申し上げましたエアコンでございしますが、その修理を行いまし

た分については、ホールの部分のエアコンでございます。あと小広間でも、それぞれエアコンがついている部分がございますが、今この修理をさせていただいた部分につきましては、ホール部分の1番大きな室外機の部分でございます。それと、今回補正を上げさせていただきました修繕の中身につきましては、このエアコンだけではなくに12年度から運営を始めまして、すでに9年目を迎えまして、それぞれ細かい修繕等もいろいろ出てきておりまして、それを合わせまして106万4千円補正をお願いしているところでございます。その他につきましては、浴槽用のろ過ポンプの修繕でありますとか、また浴室のカランの取替え、また浄化槽のレベルスイッチの取替え等、そういう修繕もその補正の中には入っておりますのでご理解の程よろしく願いいたします。

伴委員 ということは、クーラー自身の修繕費っていうのはどのくらいになっているんですか。

福祉課長 修繕費は49万7700円でございます。

伴委員 これはやっぱり、クーラーでやっぱり室外機っていうのが非常に価格のウエイトが高いと思うんですが、これは新品を買い換えるのと修繕っていうのでいけば、修繕の方が率がよかったですかな。ちょっとそのあたりわかればお願いします。

福祉課長 まだ使用から9年目ということで、中身を調査しました結果、修繕で対応できるということで、新品とも検討いたしました結果、修繕で対応していこうということで修繕させていただきました。

委員長 他にございませんか。 中川議長。

議 長 この耐震化の２次診断実施状況の資料２－１なんですけどね、診断年月日からこれ、工事済までの年数長いので８年後ですねやんか、早いので２年後で工事中ということやねんけど。これはこの診断されたあくる年とか期間の短くできるようにはならないしくみになっているのか、そこらちょっと教えてもらえます。

教委総務課長 当初、平成９年度から年次計画を立てて順次進めているわけですが、色々財政事情等も考えながら、こういう状況で今現在きているということでございますけれども、本年のそういった改正の特別措置が出た中で、ＩＳ値が０．３未満についての補助金が上がったということがございますので、そういったことから、今までまだ２次診断していないところについて、前倒しして２次診断をしていくと。０．３未満のものがあるとすれば、それも前倒ししながら補強工事がかかっていかなければならないというふうには考えておりますけれども、今現在そういった状況で色々こう財政事情等も勘案しながらこういう状況になってきたということでございます。

議 長 これ補強工事予定って書いてあることはね、診断した結果が補強しなさいっていう建物ですよ。１８年にしたやつがでんな、２３年に予定ってね、これ５年後ですやん、その間にもしかでっせ、地震みたいないつもどこの町長でもあいさつしはるようにでんな、地震みたいないつどこで起きるかわかれへんやつをでんな、これ５年間も放置しといたらでっせ、天災やなしにこんな人災やとまたＰＴＡからでもでんな、言われる可能性もありますやん。だから１８年に診断して補強しなさいという建物は明くる年にでもしやな、５年置いといたかて安できるのんちゃいますやろ、同じお金かけるんやったら診断できたやつは早急にしやなあかん思いますけどね。

教委総務課長 今、実施済の中でそういったことで１８年度に２次診断をして２２年、２３年等で補強工事を予定しているということで、年数が経過す

るんではないかということでございますけれども、この2次診断の結果、例えば斑鳩中学校本館、北館でございます、そういったことにつきましては、I S 値の0.3以上でございます。0.34から0.37ということでございます。それと国の方からの、構造の耐震の指標がございまして、0.3未満につきましては最優先で耐震化、危険性が高いのでしなさいということでございます。原則としては3年から遅くても5年以内にはしなさいということでございます。0.3以上から0.6未満につきましては、倒壊または崩壊する可能性がある、耐震化が必要ということでございます。そういったことから、町としても年次計画を追いながらやっておりますけれども、議長さんおっしゃいますように、2次診断してすぐ補強の計画を立てながら実施計画して、補強工事をするのが建前でございますけれども、そういった形でまだ2次診断も終えてないという施設がございしますので、まず2次診断をして、そのI S 値が0.3以上あるかどうかいうのを、まずそちらの方を確認させていただいて、0.3以下のものが建物があるとなれば、早急にこういった形で、3年間の時限立法でございしますので、22年までの補助金対象になりますので、そういった形で、まず2次診断を先に前倒しでやらしていただくということでございます。

議 長

課長の説明も、国の補助制度もいろんなしがらみがあってわかりますねんけど、補強しなければならぬ建物を放置しといてね、もしものことあった時のことを心配するだけで、そういう補強しなければならぬ学校に通学させて、もしものことあった時の親御さんの気持ちを考えるとね、なんでもうちちょっと早く行政は手を打ってくれなかったんだろうという、みんなそういう気持ちなると思うんですよ。予算の関係、これはお金が関わってくることやさかい、すぐにしよう思っても出来やへんこともあるかわかりませんが、なるべく早い目に手を打っていただきたいということをお願いいたします。

委員長

木田委員。

木田委員 補強工事を済んだやつとか、あるいはまた予定ということなんですけれども、これずっと7つはですな実施予定とか済みの、この耐震診断のなにが0.3以下なら早急にやらないかんということやってんけども、これらの何について上から順番にどんだけの数値やったんかちょっと教えてもらいたいなと思います。

教委総務課長 まず、はじめに斑鳩小学校の南館でございます。平成9年度で実施しておりまして0.35でございます。斑鳩小学校の北館でございます。これにつきましては0.36でございます。それから斑鳩小学校の中館でございます。これにつきましては0.38でございます。それから斑鳩中学校の本館の東棟でございます。これにつきましては0.34でございます。斑鳩中学校の本館につきましては同じく0.34でございます。それと北館の東が0.37でございます。西も0.37でございます。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 今回こうした形で資料として出していただきまして、いろんな議員さんから意見いただきましたんで、今後もですね、この2次診断やっていただいて、また結果等、状況逐一報告をいただきたいと思いますのでお願いをしておきたいと思います。

それではないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、②平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療 それでは、2番目の平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計

課長

補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、平成２０年度の後期高齢者医療支援金、老人保健拠出金、介護納付金、また前期高齢者の納付金及び概算交付金の確定に伴うもの、さらに、前年度繰上充用の執行に伴うものでございます。また、平成１９年度医療費の療養給付に係ります負担金、交付金に交付不足がありまして、これを精算し平成２０年度で追加交付を受けることから、それに係る補正をお願いするものでございます。

それでは資料２をご覧くださいと思います。

下段の歳出からご説明申し上げたいと思います。

まず、第３款、後期高齢者支援金等でございます。当初予算後期高齢者支援金等の医療費拠出金の確定に伴いまして、当初予算額との差、１，６６８万８千円の増額をお願いするものでございます。

第４款の前期高齢者納付金等でございます。前期高齢者納付金の確定に伴いまして、当初予算との差額、１６万３千円の増額をお願いするものでございます。

第５款、老人保健拠出金でございます。老人保健医療費の拠出金の確定に伴いまして、当初予算額との差額、１，７９５万７千円の減額をお願いするものでございます。

第６款、介護納付金でございます。介護納付金の確定に伴いまして、当初予算額との差額、２，４５４万２千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第７款の共同事業拠出金でございます。保険財政共同安定化拠出金といたしまして、４６２万８千円の増額をお願いするものでございます。これは退職者医療制度が原則廃止となりまして、一般被保険者が増加することなどによりまして、この拠出金の算定方法が変更となりました。これを運営します奈良県国民健康保険団体連合会が算定をしまいいりまして、その金額が変更になりました分で、４６２万８千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第１２款、前年度繰上充用金でございます。前年度繰上充用

を執行いたしましたので、補正させていただきました予算額との差額、272万6千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、上段の歳入のご説明をさせていただきたいと思います。

第2款、国庫支出金でございます。まず、療養給付費負担金の、1行目、後期高齢者支援金分現年分と、2行目の介護納付金分現年分につきましては、歳出でご説明しました、それぞれの拠出金の確定に伴うもので、歳入の補正もお願いするものでございます。それぞれ560万6千円の増額と、差、834万4千円の減額をお願いするものでございます。3行目の医療給付費分過年度分につきましては、平成19年度の医療費療養給付費につきまして、国の負担金の交付不足がありまして、それを精算いたしまして、この20年度で追加の交付を受けるものでございます。396万9千円の増額をお願いするものでございます。

次に、老人保健医療費拠出金負担金でございます。歳出でご説明しました老人保健医療費拠出金の確定に伴いますもので、222万3千円の減額をお願いするものでございます。

次に、財政調整交付金でございます。1行目の医療給付費分普通財政調整交付金、2行目の後期高齢者支援分普通財政調整交付金、3行目の介護納付金分普通財政調整交付金、いずれも歳出でご説明しましたそれぞれの拠出金の確定に伴いますもので、それぞれ580万8千円の減額、148万4千円の増額、220万9千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第3款、療養給付費等交付金でございます。これも平成19年度療養給付金に係ります交付金に、交付不足がございましたことから精算をいたしまして、平成20年度で追加交付を受けるものでございます。1,508万2千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第4款、前期高齢者交付金でございます。これにつきましては7,794万4千円の増額をお願いするものでございます。

この費目は、退職者医療制度の原則廃止等医療制度改革によりまして、今年度新たに設けられた新しい交付金でございます。当所予算を

計上する際には、国が示します基準どおりに計算を行いましたところ、今回、このたび概算交付金額が確定しましたことから、その差額を増額の補正をお願いしようとするものでございます。

なお、この交付金は翌々年度に精算をいたしますことから、20年度の決算額としては、この金額が確定ではございますが、場合によっては翌々年度に精算し、償還しなければならない場合もあるということにつきましては、ご理解いただきたいというふうに思います。

第5款、県支出金でございます。財政調整交付金でございます。国庫の場合と同じように医療給付費分の普通財政調整交付金、後期高齢者支援金分の普通財政調整交付金、介護納付金分の普通財政調整交付金につきまして、歳出でご説明しましたように、それぞれの拠出金の確定に伴いますもので、それぞれ451万7千円の減額、115万5千円の増額、171千8千円の減額をお願いするものでございます。

第6款の共同事業交付金です。保険財政共同安定化事業交付金でございます。歳出でご説明いたしました、保険財政共同安定化事業拠出金の補正に伴いますもので、歳入におきましても、同額の増額補正をお願いするものでございます。462万8千円の増額でございます。

最後に諸収入でございますが、これまでご説明いたしました、歳出と歳入の差に1億879万5千円の差がありまして、これを減額するものでございます。

まず、当初予算で本年度予想される赤字分の名目上の歳入としまして、計上いたしました雑入について、5,379万9千円につきまして、減額の補正を行いました。残り5,499万6千円につきましては、歳入欠かん補填収入から減額をするというものでございます。

既定の予算額37億7,680万円に歳入、歳出それぞれ2,374万6千円を減額いたしまして歳入、歳出それぞれ37億5,305万4千円にするという補正でございます。

以上で、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 歳出の方で、6番目の介護納付金が2,454万ですか、減ってるんですが、もうちょっとこれ詳しい説明をお願いいたします。

国保医療課長 介護納付金につきましては、毎年度その年度に必要なと思われる概算の拠出金に、前々年度の精算額を相殺して支出するという事になっております。今年度、概算で予算上で約1億5千4百万円ぐらい出るだろうというふうに思っておったわけですが、実際には今年度概算の拠出金として確定してきました金額は、1億5千9百万円あまり、そういうことでは大体予算額とは約4百万円ぐらいの差だったんですが、平成18年度に本町が出しました概算拠出金が1億5千2百万円程あったんですが、実際に精算をいたしまして、確定した金額が1億3千百万円だと、そこで、平成18年度に2千万円余りの言わば支払いすぎがあったということになりました。そこで、今回、平成20年度の概算で確定した金額との差400万円余りと、平成18年度で払いすぎがあった分の2千万円分を相殺をして、今回当初予算の額から2,400万円余りを減らせていただくということでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
次に、③平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。
谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。恐れ入ります、お手元資料の4に基づき説明をさせていただきたいと思えます。

まず平成18年12月20日付けで本契約を締結し、平成18年度から平成20年度までの継続事業として稲葉西1丁目岩瀬橋西詰から龍田西の山住宅南東付近までシールド工事により施工し、取り組んでおります斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区龍田西汚水幹線工事につきまして、平成20年10月31日の完成を目指して工事を進めておりましたが、県道斑鳩三郷王寺線の地下埋設物を調査いたしましたところ、奈良県営水道施設付近で当該施設築造に伴います仮設物が道路内に残っていることを確認いたしました。

そのため、この仮設物の一部撤去と回避をするため急きょ、直線施工で計画いたしておりました区間を、曲線施工に切替え検討を進めましたことから、その調査及び関係機関との調整、施工協議等に日数がかかったことにより、当初の工事日数に91日を加え、平成21年1月30日まで工期の延期と、当初工事請負契約額4億8,825万円に1,276万3,800円を加え5億101万3,800円の変更契約の締結を、9月議会定例会に上程し、お願いするところでございますが、それに伴います継続費の補正をお願いするものでございます。

お手元資料の最下方をお願いいたします。

継続費補正でございます。第1款、公共下水道費、第2項、下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業(龍田西汚水幹線)でございますが、総額及び当該年度平成20年度の実施予定額の補正をお願いするもので、補正前の総額5億円を5億1,000万円に、また年度割額の平成20年度分につきまして、1億5,000万円を1億6,000万円に予算補正をお願いするものでございます。なお、請負契約の変更に伴います予算につきましては、当該年度の管渠等親新設改良費の工事請負費の執行残等を活用し充当することにより、当初の歳入歳出予算の範囲内で執行することが可能なことから、予算の総額の補正は必要としておりません。

以上、9月議会定例会に提出し、議決をお願いする予定であります、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

（ な し ）

委員長 そしたらすいません、ちょっと、残存物についてですね、調査でどれぐらいのことがわかっているのかっていう、わかる範囲で結構ですんで。

上下水道 まず調査の方法ですけども、ボーリングロッドで施設の下を突くことによって調査いたしました。それと伴いまして、基礎部分につきましても破碎するのも兼ねてやっておりました。その中で鋼矢板が発覚したということでございますが、その調査に要しました日数及び出た結果に伴う協議に3ヶ月を要したというふうなところでございます。

委員長 一定の範囲にこれぐらいのものがあるやろうという、そういうもんで出るんですか。

上下水道 一応、調査の範囲といたしますのは、シールド機械の通過するラインを調査し、その部分につきまして破碎しておりました。たまたまその範囲を順次移動していくわけですが、その範囲の中で鋼矢板があったというふうな状況でございます。

委員長 他、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、④平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

その内容につきましては、平成19年度の決算の確定に伴います補正でございます。資料5をご覧くださいと思います。

資料5は、平成20年度介護保険事業特別会計補正予算の上の部分が歳入、下の部分が歳出の総括表となっておりますので、これによりまして説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,161万6千円を増額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億2,151万6千円とするものでございます。

まず、歳入予算の補正では、第4款、支払基金交付金で、介護給付費交付金において、給付実績に対する法律で定める割合の負担金及び交付金が入っておらず、その交付不足分374万7千円を翌年度精算といたしまして、平成20年度に受入れるための増額補正をお願いするものでございます。

また、第9款、繰越金におきまして、平成19年度決算の確定に伴いまして、介護保険給付関係の歳入、歳出の差額が、歳入金額の方が多かったため、その差額につきまして、平成20年度に繰り越すことになり、その繰越金額分3,786万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

また一方、歳出予算の補正では、第4款、基金積立金におきまして、平成19年度決算の確定に伴い、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金へ積立するため、3,203万5千

円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款、諸支出金では、平成19年度分の被保険者保険料の払戻しとして、第1号被保険者保険料還付金が確定したことから、18万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

また、国庫支出金および県支出金等において、平成19年度の給付実績以上の介護給付費等を国、及び県から受け入れておりまして、翌年度清算としまして、平成20年度にこの超過交付額を返還することから、償還金として940万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

なお、9月議会にはこの補正予算を提案させていただく予定をしておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。 浦野委員。

浦野委員

ちょっと一つ勉強させていただきたいんですけども、歳出の基金積立金、積立額の上限とかいう規定はあるんですか。いくら以上は積立てたらいかんとか。

福祉課長

ご質問いただきましたが、基金の上限額はございません。その年度、年度で精算を行いまして、余剰金等準備基金の方に積立てをさせていただいております。その準備基金につきましては、その翌年度の寄附金の不足部分にも当てることができるということで、その準備基金の方に積立てをしていくということでございます。

委員長

他の委員さんございませんか。

(な し)

委員長 そしたらすいません。今、この積立金の分がそのまま余剰金であるということですが、第3期の計画の2年目の数字として、この3,200万円が出てるっていうのは、当初の見込みと比べてどうなのかというのと、だいぶ増えていると思うんですね、その原因というのをどういうふうに考えてはるのかちょっとお聞きします。

福祉課長 当初の見込みでございますが、介護保険事業計画の3年間見込みを立てております。見込みと申しますのは、その事業計画どおりを立てておりますので、今、余剰金が出てるっていうことは、その計画より給付費が下がってきて余剰金が出たということになっております。平成19年度では、その事業計画に対する給付総額の執行割合が96.5パーセント、約3.5パーセント寄付が事業計画よりも低かったということでございます。事業計画が低くなっている原因というのを色々考えておりますが、その原因につきましては、平成18年度に大きな制度改正がございました。1つは、認定区分が要介護1を要支援1または要支援2という形に細かく分けられた部分もございます。また介護予防重視型のシステムということで、介護予防を重視する制度改正が行われております。それによりまして、介護予防が色々実施される中で、介護サービスを受ける実績等もその要望によってかなり減ってきた部分もございまして、給付計画よりも下がった部分もあるというふうに思います。また事業者への監査システムも強化されております。今まではケアマネージャーが、それぞれその人のことはマネジメントをやっておったわけですが、その監査等も厳しくするようになったことから、そのサービスが適切で行われた部分もあって、今までの少しサービス受けるのが減ってきたという部分もございます。ただ、サービスを受ける必要がある人が受けられない状態ではないということで、適切な給付を受ける体制になっているということで、理解していただきたいというふうに思います。

委員長 昨日も厚生委員会でもこの議論されておりましたけれども、今、答

弁いただいたように、利用者さんがサービス受けられないということはないという評価されているということです。あと今年度が次の第4期の計画の策定にあたっていると思いますので、この結果ですね、を反映してまた来期の計画を立てていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

そうしましたら他にないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

次に、⑤平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、5番目の平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の内容は、先に、政府・与党におきまして、この制度の見直し方針が示されました。その中で、市町村におきまして「きめ細やかな相談体制を整備する」とされているところでございます。その相談体制の整備に要する費用が、国の特別調整交付金で措置されることとなりました。このことによりまして、本町におきましては、広域連合と直接結んでおりますコンピューターの端末機、これは現在1台しかございませんが、これを増設いたしまして、広域連合からのデータを直接検索しやすくするようにするものでありまして、保険料に係ります相談等をスムーズに対応していきたいと考えておるところでございます。今回の補正につきましては、その端末機の増設に係る経費をあげさせていただいたところでございます。

それでは資料6をご覧くださいと思います。歳入と歳出の総括表ですが、まず下段の歳出の方でございますが、

第1款の総務費で40万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。端末機となりますパソコンの購入にかかる費用でございます。上段の歳入でございますが、第5款、諸収入、雑入で同額の40万7,000円を増額をお願いするものでございます。これは広

域連合からの交付金ということでございます。国の特別調整交付金は、一旦、広域連合に交付されることとなっておりまして、そこから今度は各市町村の方へ公金を出すということで、その受入れを雑入で受け入れさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

既定の予算額２億８，３５０万円に、歳入、歳出それぞれ４０万７千円を追加いたしまして歳入、歳出の総額それぞれ２億８，３９０万７千円にするという補正でございます。

以上で、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ４０万７千円ということで、パソコンを購入されるということですが、どのような入手方法と、あと何台かいうのだけちょっと教えていただけますか。

国保医療課長 まず、購入台数につきましては１台でございます。広域連合のデータを受入れやすくするためのソフトとかを導入しますので、広域連合と、それから私どもの今契約しております日本電子計算株式会社と調整をいたしまして、機種を選定していきたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
他に何か理事者の方から報告しておくことはございますか。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

国保医療課所属の職員が、勤務中に原付自転車を運転中に、別の原付自転車と接触する事故がございましたので、この件につき、ご報告を申し上げたいと思います。

去る7月22日、午後2時40分頃でございますが、国保医療課所属の国民健康保険税等徴収嘱託員の、木下好司が徴収業務中、原付自転車で走行していましたところ、法隆寺西3丁目地内交差点におきまして、左折しようとしたところ、ちょうどその方向から走って来ました原付自転車と、出会頭に衝突をしたというものでございます。その際相手方は転倒されましたので、負傷を負われ、また原付自転車も一部損傷いたしました。当方側は、原付自転車のタイヤ部分が当たったため、また転倒もなく、当課職員にはケガはございませんし、原付自転車にも損傷はございませんでした。

保険会社によりますと、双方に過失割合がでてくるだろうということを聞いているところでございまして、現在、示談に向けて話し合いをしているところでございます。示談が成立した場合には、原付自転車の修理代及びけがの治療代等に係ります当方の過失割合分につきまして、損害賠償の額の決定を行う必要がございます。また予算の補正を行う必要もございます。その時期によりましては、専決処分をさせていただきたいというふうに考えておりまして、その際にはまた議会に承認を求める議案を提出させていただきたいと考えているところでございますので、あらかじめご理解を賜りたいと思ひまして、今回ご報告させていただくということでございます。

なお、今回の事故につきましては、当該職員の不注意というのが事故の原因の一つでもありますことから、このようなことが今後ないよういっそう注意してまいりたいと思ひますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので質疑、ご意見等ございましたらどうぞ。

	伴委員。
伴委員	この事故での相手側の負担のケガというのはどのぐらいのもんなんですかな。
国保医療課長	現在確認しておりますところでは、右肘に擦り傷があるということ、それから左足くるぶしに打撲があるということでございます。現在そのくるぶしの打撲については痛みはないということですが、擦り傷の部分については痛みが残っておるという状況でございます。
委員長	他にございませんか。
	(な し)
委員長	この件につきましては、以前にも、以前にもというかゴミ収集車との事故に係わっていつも専決処分がされたのちにしか報告がなかった分について、事故が起こった時点で報告をいただいたということでは理事者の皆さんの姿勢と、事故の内容について概要を理解はさせていただきたいというふうに思います。 それでは他にないようでしたら、継続審査については、一定の報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。 次に、その他について、委員の皆さんから何か質疑等、ございましたらお受けしたいと思います。 木田委員。
木田委員	私いつも一番心配しとんのは、予算組んで、そしてそれが順調に伸びていっておればよろしいですねんけど、固定資産税とか所得税とかそういうふうな面においてはですね、前年度分の何が今年度の予算に盛り込まれてるということで、来年ですね、21年度の予算の中にですな、今年度のそういう所得税とか固定資産税とそういうふうな伸びはないやろうと思うねんけども、どういうふうにそれを算出しておら

れるのかね、今のところ見込みとしてはでっせ。というのも生駒の太陽興産というのが倒産しましたわね、だからそれについて斑鳩の中にも東福寺のところに宅地の一戸建て住宅の販売10区画ぐらいあれ、してはると思うねんけども、まだ残ってる何が1区画か2区画ぐらいあるように思うねんけども、そういう点についてですね、そんなん固定資産税とかそういうふうなもんが心配されるのでね、なんかそれはもうちゃんと払っていただいておりますもんかどうかわすな。だからだんだんとそういうふうな傾向がこれから景気が回復しなければ増えてくると思いますのでね、そういう心配も兼ねてですね、どれぐらいの、来年度はどれぐらいの伸びちゅうのは考えられないんですねんけど、まあどのぐらいで納まると思っておられんのかね、それについて、今の段階だけで結構です。

総務部長

まず結論から言いましたら、今の段階で来年の推計をまずいたしておけません。ただ、今の経済状況、この前の日銀の短観でも景気は下降気味であるという発表がされておりました。それも見る中でですけども、当然、法人税、また住民税、個人住民税については落ちてくるであろう見込んでおります。法人につきましては、予算段階におきまして、まず大きな法人につきましては、経理担当者の方に法人税の見込みについて電話で照会をかけておまして、それに基づいて法人税を算出させていただきます。住民税につきましては、毎年1月になりましたら個人の給与支払証明書が町の方に来ます。それを見る中で昨年度と個人の比較をさしていただきまして、どれぐらい目減りしているかを推計いたしまして、住民税に反映をさせていただいております。固定資産税につきましては、これはもう評価替えの年以外につきましては、負担調整がございますのでこれはほぼできます。あとは新築分をどれぐらい見込むかですけれども、12月の段階でしたら家屋調査もほぼ終わっておりますので、より正確な数字が出せると思っております。結果としてはそういうことで、平成21年度に財政推計を行いますけれども、今年度より税収につきましては、落ちることにつきまし

ては間違いはないであると考えておりますけども、その落ちる率につきましては今ここで申し上げるまだ状況にはないということがご理解をいただきたいと思います。

木田委員　町内の大手企業については事前に問い合わせたということなんですねんけど、それはだいたいどんだけ大手企業いうんかなんかはありますの、斑鳩町は。

総務部長　法人の大手企業といいますと、太陽ナット、東洋シール、またジャスコ等がございます。そういう主なところ１０社程度、斑鳩町は１０社程度でございますので、そこらに聞いて落ち込みについて聞いております。

委員長　その他に委員の皆さんから質疑、ご意見等ございませんか。

（　　なし　　）

委員長　それでは、その他についてもこれをもって終わります。
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　ありがとうございます。異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

（　町長挨拶　）

委員長　それでは、これをもって予算常任委員会を閉会いたします。どうも

お疲れさまでした。

(午後 2 時 4 7 分 閉会)